

入札(見積)執行調書
入札(契約)結果書

年 災		事項		契約	令和4年8月31日
工事番号	22-11045-0001	工事名	電子入札システム用福島県情報通信ネットワークシステムLAN工事	着工	令和4年8月31日
見積合わせ執行年月日	令和4年8月31日	発注種別	通信設備工事	完成	令和4年10月31日
審議番号	公所	本庁			
路線・河川名	—			予定価格	2,670,000
工事箇所自	本庁舎、西庁舎、仮設庁舎、自治会館、郡山合同庁舎、白河合同庁舎、会津若松合同庁舎、南会津合同庁舎、南相馬合同庁舎、いわき合同庁舎、企業局いわき事業所			最低制限価格	—
至				調査基準価格	—
工事概要	次期仮想端末更新後の電子入札システム用インターネット系LAN回線を確保するため、電子入札で使用する各庁舎執務室にインターネット系LAN回線の設置工事を実施する。				

業者コード 業者名	見積決定者の住所		
	見積額及び再見積額		見積決定額(契約額)
100000567 東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店	福島市山下町5番10号		
	(1) 2,750,000	(2) 2,720,000	2,660,000 (2,926,000)
	(3) 2,690,000	(4) 2,660,000	決定
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	0

※ 上記見積額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

様式3（裏面）

随意契約とする理由

本工事は、福島県情報通信ネットワークの基幹スイッチ類を含むネットワーク設定作業やネットワーク変更のために生じる停止時間を可能な限り短くする対応が必要であり、セキュリティを確保しながら対応できるものは福島県情報通信ネットワークの保守運用を受託している東日本電信電話株式会社宮城事業部福島支店に限られる。

さらに、福島県情報通信ネットワークは本県全体の業務執行における基幹システムであることから、工事実施にあたっては、セキュリティ確保、通信確保、事故発生時等の対応ができるものでなければならない、その対応ができる者は同社に限られる。

以上のことから、本工事について、福島県情報通信ネットワークシステムの保守運用を受託している東日本電信電話株式会社宮城事業部福島支店に単独随意契約をするものである。

【該当条項】

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当。
- ・福島県財務規則施行通達第269条関係1-(2)
「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき」に該当。

変更契約の内容

変更契約年月日	年	月	日
変更後の完成年月日	年	月	日
変更後の契約金額			
変更契約をする理由			
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）			
<input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額			
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）			